

社会福祉法人杉の子会の役員並びに 評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人杉の子会（以下、「法人」という。）の役員並びに評議員に対して支給する報酬及び費用弁償の額、並びに支給方法に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 この法人の役員の報酬は次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|----|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 50,000 円 |
| (2) 理事長以外の役員等 | 日額 | 5,000 円 |

月次監査、監事監査は上記同額、県指導監査においては 6,000 円とする。その他の出席についてはその都度、理事長および業務執行理事が相談のうえ別途支給する。但し、役員が施設職員である場合については支給されない。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の支給時期は、次の各号による時期とする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月 20 日に口座振り込みとする。(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)
- (2) 理事長以外の役員の報酬については、理事会、その他理事長が必要と認めたものに出席したときに支給するものとし、毎年度末の 3 月に一括支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を排除して支給することができる。

(費用弁償)

第4条 評議員が評議員会に出席した場合は、一回につき 3,000 円を費用弁償として支給する。

2. 役員並びに評議員が業務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

3. 前項の規程により支給する旅費の額は、法人旅費規程の施設長職に相当する額とする。

4. 支給の方法は法人旅費規程による。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

付則

この規則は平成16年3月8日より施行する。

この規則は平成16年11月2日より改正施行する。

この規則は平成19年4月1日より改正施行する。

この規則は令和2年4月1日より改正施行する。